

入札公告（電子入札案件）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年8月28日

福岡北九州高速道路公社
理 事 長 喜安 和秀

1. 工事概要

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。また、休日の確保を評価する現場閉所による週休2日工事（発注者指定方式）の試行案件である。なお、詳細は「週休2日工事試行ガイドライン 福岡北九州高速道路公社」によるものとする。

※予定価格は、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に月単位の4週8休以上の現場閉所率を達成した場合の補正係数を乗じた費用を計上している。

工 事 名	内照式標識設備更新工事（R7ー東浜ほか）		
工 事 場 所	福岡市東区東浜2丁目地内ほか		
工 事 内 容	本工事は、福岡高速1、2号線の内照式小型・大型標識設備の更新を行うもので機器の製造、据付、配線、配管を行う工事である。		
工 期	契約締結日の翌日から令和9年3月24日まで		
主 要 数 量		撤去	更新
	小型内照標識	136面	60面
	大型内照標識	34面	34面
総合評価について	総合評価方式（簡易A型）		
建設リサイクルについて	建設リサイクル 有 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられている。		
施工計画について	履行確認 有 簡易な施工計画について、履行確認を行う。		
予 定 価 格	競争参加資格確認通知書にて通知する。		
低入札価格調査	本工事は、最低制限価格制度を適用せず、 低入札価格調査制度を適用する工事 であり、「建設工事低入札価格調査試行要領」（以下「低入札価格調査試行要領」という。）に基づく調査基準価格及び失格基準価格を設けている。		
調 査 基 準 価 格	競争参加資格確認通知書にて通知する。		

2. スケジュール

① 申請書等提出期間	令和7年8月29日から9月11日 16:00まで
② 競争参加資格の確認結果通知日	令和7年10月3日
③ 入札書等提出期間	令和7年10月6日から10月15日 16:00まで
④ 開札日時	令和7年10月16日 13:30（予定）
（注）競争参加資格がないと認められた申請者がいた場合は以下のとおりとする。	
⑤ 修正公告の予定日	令和7年10月3日
⑥ 変更後の入札書等提出期間	令和7年10月6日から11月4日 16:00まで
⑦ 変更後の開札日時	令和7年11月5日 14:30（予定）

3. 競争参加資格

3-1. 個別事項

- (1) 競争参加者は、**単体**とする。
- (2) 当公社の**令和6年度・令和7年度一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿（令和7年8月1日版）**（以下「**入札参加資格者名簿**」という。）において、**電気工事**で認定されていること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された格付けが、**A等級**であること。
- (4) 入札参加資格者名簿に登載された、本店、支店又は営業所等の住所が、**福岡県内**であること。
- (5) 競争参加資格に掲げる施工実績及び工事成績が、特定建設工事共同企業体（以下、「**特定JV**」という。）の構成員としての施工実績の場合は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
- (6) 競争参加資格に掲げる施工実績及び工事成績において、維持補修及び保守点検に係る業務は実績として認めない。
- (7) 令和3年4月1日から競争参加資格確認申請書（以下「**申請書**」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「**資料**」という。）の提出期間の最終日までに元請として完成・引渡しが完了した、当公社発注工事（工事種別は**電気工事**に限る。）の施工実績がある場合は、そのすべての工事成績評定通知書の評定点の平均が65点以上であること（施工実績は、特定JVの場合も含む。）。

なお、この競争参加資格条件は、当該施工実績がある場合にのみ付される条件であるため、当該施工実績がない場合は、この条件を満たす必要はない。

- (8) 平成22年4月1日から申請書及び資料（以下「**申請書等**」という。）の提出期間の最終日までに元請として完成・引渡しが完了した、国、地方公共団体、公共法人（法人税法別表第1に掲げるもの。）、公益法人等（法人税法別表第2に掲げるもの。）又は国土交通省令（建設業法施行規則第18条）で定める法人が発注した、次に掲げる**同種工事（A）の施工実績を有すること。**

ただし、当該実績が、当公社発注工事である場合は、工事成績評定通知書の評定点が65点以上のものであること（当該実績が、当公社発注工事でない場合は、この評定点が65点以上のものという条件を満たす必要はない。）。

【同種工事（A）】

内照式標識設備又は道路照明設備の**新設又は更新**[※]工事であること。

※更新とは、当該設備を撤去したうえで、従前以上の機能等を有する設備を設置することである。

ただし、以下の条件を満たすこと。

- a. 供用中の道路^{※1}（自動車専用道路^{※2}、高速自動車国道^{※3}、交通量25,000台/日以上[※]の道路又は片側2車線以上の道路のいずれか）の交通規制を伴うもの。

※1：道路とは、道路法第3条に規定する道路とする。

※2：自動車専用道路とは、道路法第48条の2により指定された道路とする。

※3：高速自動車国道とは、高速自動車国道法第4条により指定された道路とする。

- (9) 簡易な施工計画が適切であること。適切であるとは、必要事項の記載があり、かつ、発注者が示す課題を明らかに逸脱したものでないことをいう。

記載が適切であれば可とし、不適切又は記載がない場合は不可とする。**不可の場合は、競争参加資格はないものとする。**

(10) 次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本工事に専任で配置できること。

その旨を明示する資料の提出がなされない場合は、競争参加資格はないものとする。

※ 建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

① 配置予定の主任（監理）技術者は、申請書等の提出期間の最終日において所属業者と**3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが証明できること。**

② 以下のいずれかの資格又は実務経験を有する者であること。

(ア) 1級電気工事施工管理技士又は2級電気工事施工管理技士

(イ) 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（選択科目は「建設」に限る。））

(ウ) 技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目は「電気電子」に限る。））

(エ) 第一種電気工事士

(オ) 第二種電気工事士で3年以上の実務経験

(カ) 第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者で5年以上の実務経験

(キ) 建築設備士で1年以上の実務経験

(ク) 1級計装士で1年以上の実務経験

(ケ) 指定学科（電気工学又は電気通信工学に関する学科）修了後、大学若しくは高等専門学校は3年以上、高等学校は5年以上の実務経験

(コ) 10年以上の実務経験

※ (オ)～(コ)の実務経験は、**電気工事の経験**とする。

③ 監理技術者にあつては、申請書等の提出期間の最終日において、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④ 配置予定技術者は、申請書等の提出期間の最終日において、他の工事（当公社以外の発注工事を含む。）に配置されている者についても申請は可とするが、契約後直ちに現場に専任者として配置できること。ただし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）については、工事現場への専任を要しない。

⑤ 平成22年4月1日から申請書等の提出期間の最終日までに元請として完成・引渡しが完了した、国、地方公共団体、公共法人（法人税法別表第1に掲げるもの。）、公益法人等（法人税法別表第2に掲げるもの。）又は国土交通省令（建設業法施行規則第18条）で定める法人が発注した、次に掲げる**同種工事（A）に技術者（監理技術者、主任技術者、現場代理人、監理技術者補佐又は担当技術者）として従事した施工実績を有すること。**

ただし、当該実績が、当公社発注工事である場合は、工事成績評定通知書の評定点が65点以上のものであること（当該実績が、当公社発注工事でない場合は、この評定点が65点以上のものという条件を満たす必要はない。）。

なお、競争参加資格に掲げる配置予定技術者の施工実績及び工事成績における従事期間は、1年未満の実工期にあつては実工期の1／2以上であること、1年以上の実工期にあつては180日以上であること。

【同種工事（A）】

内照式標識設備又は道路照明設備の新設又は更新[※]工事であること。

※更新とは、当該設備を撤去したうえで、従前以上の機能等を有する設備を設置することである。

ただし、以下の条件を満たすこと。

a. 供用中の道路^{※1}（自動車専用道路^{※2}、高速自動車国道^{※3}、交通量25,000台/日以上[※]の道路又は片側2車線以上の道路のいずれか）の交通規制を伴うもの。

※1：道路とは、道路法第3条に規定する道路とする。

※2：自動車専用道路とは、道路法第48条の2により指定された道路とする。

※3：高速自動車国道とは、高速自動車国道法第4条により指定された道路とする。

（11）本工事において、建設業法第26条第3項ただしの規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例2号を活用する監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下の要件を全て満たさなければならない。

- ① 建設業法第26条第3項2号による**監理技術者の職務を補佐する者**（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- ② 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により**監理技術者の資格を有する者**であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ③ 監理技術者補佐は、所属業者と**3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること**。
- ④ 同一の専任特例2号を活用する監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め**同時に2件**までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全ての発注者から書面による承諾を得たうえで、これら複数の工事を一つの工事とみなす。）
- ⑤ 専任特例2号を活用する監理技術者が兼務できる工事は、**福岡県内**の工事でなければならない。
- ⑥ 専任特例2号を活用する監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の**職務を適正に遂行**しなければならない。
- ⑦ 専任特例2号を活用する監理技術者と監理技術者補佐との間で**常に連絡が取れる体制**であること。
- ⑧ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- ⑨ 専任特例2号を活用する監理技術者が兼務できる工事は、**維持工事[※]以外**の工事でなければならない。

らない。

※維持工事とは、通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。

- ⑩ 入札に参加する本工事は、**低入札価格調査試行要領による調査基準価格を下回った価格による契約でないこと。**

- （12）建設業者が営業譲渡や会社分割をした場合や持株会社化等により企業集団を形成している場合の建設業者と監理技術者等との間の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについては、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社及び会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第22号に規定する連結子会社からなる企業集団（ひとつの親会社である場合に限る。）に属する親会社とその連結子会社の間又は企業集団に属する連結子会社の間の出向社員を、主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐として配置する場合、「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（令和6年3月26日付け国不建技291号）の要件を満たさなければならない。

3-2. 一般的事項

- （1）工事等請負業者の選定に関する細則（平成12年9月20日福岡北九州高速道路公社細則第8号）第3条に該当する者でないこと。
- （2）入札に参加しようとする者の間に以下の①から③のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、当公社の競争入札心得（電子入札）（以下「競争入札心得」という。）第9条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）親会社と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

なお、親会社、子会社の定義は次のとおり。

・会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社、子会社

② 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、（ア）については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- （3）申請書等の提出期間の最終日から開札の時までの期間に、福岡北九州高速道路公社指名停止等措置要領（平成14年3月11日理事長通達第15号。以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく

指名停止を受けていないこと。

- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、当公社発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。また、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。
- (5) 「この入札案件に係る工事の設計業務等の受注者」又は「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者」でないこと。なお、「この入札案件に係る工事の設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

・株式会社エコーテック

4. 総合評価に関する事項等

- (1) 評価項目と評価基準

別表1の各評価項目について、評価基準に基づき評価し加点する。

- (2) 総合評価の方法

「3. 競争参加資格」を満たす入札参加者すべてに標準点（100点）を与え、さらに上記

(1) について評価し、0～30点の範囲で加算点を加える。

評価項目は別表1のとおりとし、評価項目ごとの評価点は2～5段階で評価を行う。

$$\begin{aligned}\text{標準点} + \text{加算点} &= 100\text{点} + (0 \sim 30\text{点}) \\ \text{評価値} &= (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格} \times 100,000,000\end{aligned}$$

- (3) 落札方式

- ① 入札参加者は、入札価格及び技術資料をもって入札し、次の（ア）及び（イ）の要件に該当する者のうち、（2）によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者とする。

（ア）入札価格が予定価格の制限範囲内かつ低入札価格調査試行要領第7条第1項に基づく失格基準価格以上であること。

（イ）評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値に1億を乗じた数値に対して下回らないこと。

- (4) 総合評価に係る技術資料の作成方法

入札説明書に基づき作成すること。

5. 入札手続等

- (1) 担当部課

〒812-0055 福岡市東区東浜二丁目7番53号

福岡北九州高速道路公社 総務部 財務課 契約係 電話 092-631-3289

- (2) 入札説明書・申請様式・設計書等の取得方法

当公社の情報公開システムからダウンロードすること。

【アドレス】

<https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/login?name1=06A0064006400600>

(3) 申請書等の提出期間及び提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、次に従い、申請書等を提出しなければならない。

- ① 提出期間：令和7年8月29日から9月11日 16：00まで
- ② 提出方法：電子入札システム及び郵送等によること。

・持参による提出は受け付けない。

なお、申請書提出期間の最終日より3営業日前の、令和7年9月8日、15：00までに「電子入札システムで提出する書類」及び「郵送等により紙で提出する書類」が提出されて、申請書及び添付資料に不足がある場合は、当公社から確認の連絡を行う。その際、再度申請書及び添付資料の提出期間及び提出方法は上記のとおり、5.(3)①及び5.(3)②とする。

ただし、参加資格の有無については、本連絡にて行わないものとし、要請した資料の提出を行った場合でも、競争参加資格を満たしていることを確定するものではない。

(4) 入札書及び入札金額の内訳書等入札の必要書類（以下「入札書等」という。）の提出期間及び提出方法

- ① 提出期間：令和7年10月6日から10月15日 16：00まで
- ② 提出方法：電子入札システムによること。

(5) 開札の日時及び場所

- ① 日 時：令和7年10月16日 13：30（予定）
- ② 場 所：福岡市東区東浜二丁目7番53号

当公社4階 総務部 財務課

- ③ そ の 他：競争参加資格が認められない申請者がいた場合は、修正公告を行い、次のとおりスケジュールを変更するため、必ず当公社のホームページを確認すること。

- ・修正公告の予定日 令和7年10月3日
- ・変更後の入札書等提出期間 令和7年10月6日から11月4日 16：00まで
- ・変更後の開札日時 令和7年11月5日 14：30（予定）

6. 入札の無効等

(1) 次の各号に掲げる入札は無効とする。

- ① 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
- ② 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- ③ 別添の現場説明書において示した「入札上の注意事項」に違反した入札
- ④ 工事請負契約等の取扱いに関する細則（平成12年9月20日福岡北九州高速道路公社細則第7号）第10条の各号に掲げる入札
- ⑤ 競争入札心得第11条の各号に掲げる入札
- ⑥ 調査基準価格を下回った価格で入札を行う者であって、入札書提出時に、低入札価格調査票の提出がない入札

なお、低入札価格調査票は、低入札価格調査試行要領及び低入札価格調査資料作成マニュアルに基づき作成すること。

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すこととする。

また、競争参加資格があることを確認された者であっても、開札の時に指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者及び3. に掲げる資格のない者に該当することとなった者は、競争参加資格のない者に該当する。

7. 低入札価格調査の適用

(1) 失格基準価格

低入札価格調査試行要領第7条に基づき、**失格基準価格を下回った価格で入札を行った者は、低入札価格調査を行わずに失格とする。**失格基準価格の算定方法について入札説明書によるものとする。

(2) 調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

① 工事請負契約書（以下「契約書」という。）第4条第2項及び第5項に規定する契約保証金の額を、請負代金額（税込）の10分の3以上とすること。

② 契約書第52条第2項に規定する違約金の額は、請負代金額（税込）の10分の3とすること。

③ **予定価格（税込）が5億円以上**の工事においては、契約書第10条第1項各号に規定する主任技術者又は監理技術者とは別に、**3. 3-1. (10) に規定する入札参加条件を満たす技術者（以下「増員配置技術者」という。）1名を専任で配置することとする。**

なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、施工中、主任技術者又は監理技術者を補助し、主任技術者及び監理技術者と同様に施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理、指導監督等の職務を行うこと。

④ **予定価格（税込）が5億円未満**の工事においては、主任技術者又は監理技術者は**専任で配置すること。**（現場代理人との兼務は認めないものとする。）

⑤ **現場代理人及び技術者（主任技術者、監理技術者又は増員配置技術者）は、他工事との兼務を認めないものとする。**

8. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① **入札保証金：免除**

② **契約保証金：要**

(2) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格と失格基準価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、4. によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とし、落札者の決定方法については、入札説明書によるものとする。

(3) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ば

ないことがある。なお、死亡、傷病、被災、出産、育児、介護または退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書等の差替えは認められない。

(4) 電子による入札参加ができない場合

ＩＣカードの取得手続中やシステム障害等のために、やむを得ず紙入札による申請を行う場合は、上記５．（１）の担当部課に電話連絡し、指示に従うこと。また、福岡北九州高速道路公社電子入札実施要領及び競争入札心得を熟読すること。

(5) 詳細は入札説明書による。